

(証人等調書)

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印
(この調書は、第 7 回口頭弁論調査と一体となるものである。)		
事件の表示	平成 14 年 (ワ) 第 19276 号 平成 15 年 (ワ) 第 6732 号 平成 16 年 (ワ) 第 104 号	
期日	平成 20 年 5 月 29 日 午前 10 時 30 分	
氏名	山田 順一	
年齢	52 歳	
住所	[REDACTED]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
<input type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり		
以上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って眞実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名 山田順一



被告国際協力銀行代理人（矢嶋）

丁B第18号証及び丁B第19号証を示す

これらは、山田さんの陳述書なんですけれども、山田さんのお名前とそして捺印がなされておりますが、その内容を確認した上で捺印されたものでしょうか。

ええ。そのとおりでございます。

何か内容に訂正するところはございますか。

訂正する箇所はございません。

これから、山田さんのこれまでのご職歴について伺いたいと思います。山田さんは国際協力銀行、これからはJ B I Cと呼ばせていただきますが、J B I Cにおいて、現在どのような職務をご担当されていますか。

私は開発業務部の次長でございまして、円借款の制度、手続、方針を策定する業務に携わっております。それから、各国の円借款について総括的に見るという立場でございますので、関係部から照会があれば、個別の案件についての問題解決を図るという業務を担当しております。山田さんは、今は開発業務部の次長として全般的に円借款業務を概観するお立場にあるということなんですが、個別の例えばプロジェクトにかかる円借款契約、円借款をこれからL/Aと呼びたいと思ひますけれども、L/Aの作成業務や審査業務、あるいはL/Aを締結したあとの案件管理業務に実際に携わったことがございますか。

ええ。携わったことがございます。

インドネシアに対する円借款供与業務にかかわったことはありますか。

はい。インドネシアの業務につきましては、1983年10月から85年12月まで携わっておりました。

それは、どのようなプロジェクトですか。

交通の案件、それから、灌漑の案件について携わっておりました。

交通というのは、道路とか空港とかの建築ですか。

そうですね。運輸ですので、道路それから空港、港、そういういったものでございます。

このような案件で、山田さんご自身は具体的にどのような業務を実施されたんですか。

まず、新規案件の審査ということでございまして、これは審査という業務を行っておりました。それから借款契約、L/Aですが、L/Aの作成業務についても行っておりました。それからコンサルタント契約、本体の工事契約、こういったものの確認、同意にかかる業務を行っておりました。

山田さんは、クアラルンプールの駐在員事務所にいらっしゃったことがあるというふうに陳述書に記載がありましたけれども、マレーシア現地においては、この駐在員事務所では円借款の個別事業の管理業務というのも行っていらしたんですか。

はい。中間管理ということを担当しております。具体的には、先ほど言いましたコンサルタント契約の同意確認、それから本体の工事の同意確認を行っておりました。

山田さんは、ダムの建設プロジェクトにかかわったことがございますか。
ございます。

具体的な案件名を教えていただいてよろしいですか。

はい。三つございまして、マレーシアのバターンアイ水力発電所事業、2番目がイランのカルーン第4水力発電所事業、3番目がトルコのイスタンブール上水道事業のダム案件でございます。

そのそれぞれのダムの案件では、具体的にどのような業務を担当されたのですか。

マレーシアのバターンアイにつきましては、事後評価を担当しており

ました。それから、イランのカルーン4につきましては審査ですね、案件の審査を行っておりました。それからトルコのダムにつきましては中間管理ということを担当しておりました。

そういたしますと、J B I Cにおいて行われている上で、円借款業務のほぼすべての段階の業務を担当されてきたということになりますか。

はい。そのとおりでございます。

陳述書によりますと、山田さんの本件事業、つまり、このコトパンジャンダムの事業は直接担当していないということだったのですが、本件事業の内容についてはご存じですか。

はい。入手し得る限りの資料につきましては読みまして、かなり詳しく知っているというふうに思っております。

今、本件に関する資料というお話が出てきたのでお尋ねしますけれども、J B I C内部の重要な決定というのは、文書で残されるのですか。

はい。重要な決定はすべて文書で行われております。

例えばなんですけれども、J B I Cの駐在員の事務所の職員が相手国政府に対して、あるいは実施機関に対してJ B I Cとしての重要な意思表示を口頭で行うということはありますか。

ございません。

重要な事実は、すべて書類に残されているということでしょうか。

書類に残しております。

J B I C内部の業務遂行に関して、関連してお尋ねしたいんですけども、J B I Cが業務を執行するに際しての判断結果、その方法といったものは、具体的な個別の担当者ごとに異なるということはありますか。

異なることはございません。

どうして、異なることはないというふうにお答えできるのでしょうか。

私どもは、意思決定に際しまして、私どもの規定、規則それからガイ

ドライインに則した判断を行っております。それから、判断を行う際にも一応稟議書という形で関係各部への協議、合議を通じまして、組織として決定を行っているからでございます。

山田さんが知る限りでいいんですけども、JBIC内において、例えば工事の担当者が決められた手続とかガイドラインに反して、自分の判断だけで勝手に円借款業務を実施するということが過去にありましたか。

過去にございません。

これから、JBICが行っている円借款業務、今まで抽象的に円借款業務と言ってきたんですけども、具体的に内容についてお尋ねしていきたいと思います。相手国政府に対して円借款というのを供与する目的というのは一体何なんですか。

これは、私どもの国際協力銀行法に書いてございますが、開発途上国、地域の経済的・社会的な開発、それから経済の安定ということを目的にしております。

なぜ、国やJBICが相手国政府で事業を自ら実施するということはせずに、相手国政府自身が事業を行う。そして、それをJBICが資金供与すると、そういうことになっているのですか。

これは、相手国政府の公共事業について融資をするということでございます。相手国がその自立に向けた自助努力、これを側面支援するということを目的にしているからでございます。

外交的な視点から見て、JBICが円借款を実施する際に配慮していることというのはありますか。

はい。相手国の主権、これを尊重いたします。具体的には相手国の法律、法令、そういうものを尊重いたします。

今、主権と法令を尊重するとおっしゃっていましたけど、要するに内政に干渉しないということに配慮されているということですか。

はい。裏を返せば、尊重するということは、内政に干渉しないということでございます。

円借款供与を受けて実施する具体的なプロジェクト、公共事業で主導権を握る人、つまり事業の実施主体者は一体だれになりますか。

これは、相手国政府及び、若しくは相手国の実施機関でございます。

円借款を供与するという話がどんなふうに始まるのか、何をきっかけに日本国政府及びJ B I Cは円借款の検討というものを始めるのですか。

私どもは、要請主義というものを取っておりまして、相手国からの要請をもって検討を始めます。

そうすると、その要請の対象となる事業というものを選定するのはだれなんですか。

これは、間違いなく相手国政府でございます。

相手国政府から要請される前に、J B I Cのほうで自らある特定の公共事業などに対して円借款の供与を相手国政府に持ち掛けるとか、持ち込むといったことはあるんですか。

ございません。

円借款作成業務に携わっているというでお伺いするんですが、円借款の契約上、J B I Cが相手国政府に対して負う義務というのは何ですか。

これは借款契約の法的な性質ですが、これは諾成的な金銭消費貸借契約でございますので、レンダー、貸主である私どもは融資をするという義務だけでございます。

円借款契約において、J B I Cがプロジェクトによって影響を受ける相手国政府の住民に対して何らかの義務を負うということはあるんでしょうか。

借款契約というのは、主体はJ B I Cと相手国政府でございますので、相手国の住民といったものが主体になることはございませんので、そういうことはございません。

円借款契約の当事者は、相手国政府と J B I C ということなんですねけれども、 J B I C が相手国政府に対して、その国の住民に対して、何らかのこういったことをしますよとか、こういった行為を負担しますよといったような義務を規定するということはあるんですか。

それは、ございません。

円借款契約の実施されたプロジェクトで、相手国において、例えば人権とか環境問題といった問題が生じた場合に、これを解決する立場にあるのはだれですか。

これは間違いなく、相手国政府であり実施機関でございます。

円借款事業において、環境等の問題が生じた場合について伺いたいんですが、そのようなときに、 J B I C が相手国政府に対して何か働きかけるようなことはあるんですか。

環境問題、それから社会配慮に対する問題というのは、非常に国際的、国内的にも注目を浴びておりますので、何かそこに懸念点があれば、相手国政府なり実施機関に説明を求めまして、その説明振りについて確認をすることはございます。

そのようなことをするのは、なぜですか。

これは、やはり円借款事業というのが円滑に進むためということがまずございます。それから、先ほど申しましたように、環境配慮、社会問題に対する配慮というのが重要な位置になっておりますので、円借款の円滑な実施のために必要だからでございます。

例えば、 J B I C が円借款を供与した事業について問題が起きても仮に何もしない、放置したとしますと、それについて J B I C がどこかに対して説明を求められるということはありますか。

これは、やはり円借款の場合は、公的な資金、日本の政府の公的な資金を使っておりますので、日本の関係機関、それから日本国民に対し

てその説明をするといったことがございますので、こうした説明をするためにも、そういう問題については配慮をしております。

つまり、公的資金を使う以上、きちんとそれを説明する義務があると、このようにJ B I Cとしては考えているということですね。

そのとおりです。

これから、円借款を供与するための審査などについて伺っていきたいと思います。J B I Cにおいては、円借款の供与を決定するに当たって、いわゆる円借款審査という審査を行うと思うんですが、このような審査は必ず行うことになっていますか。

必ず行います。

この円借款審査というのは、どういう目的で行うものですか。

円借款の審査の目的は、まずその計画の妥当性について調べる、それから事業の実現可能性について調べる、それから事業の実施体制、実施能力について調べるということでございまして、具体的には、事業のいわゆるスコープ、それからコスト、こういったものが妥当かどうか、それからスケジュールですね、こういったものが妥当かどうか、それから事業の効果の発現、こういったものが問題なく発現できるのかどうか、こういったことについて調べます。

一般金融機関で行ういわゆる融資審査と同じような目的というふうに見てよろしいんですか。

そうですね、案件の妥当性について審査をするということでございます。

今の審査というのは、どのような方法で行われますか。

これは、まず相手国からの要請書、それに付いている説明書について、机上で審査をいたします。それで、何か確認するべき事項が必ずございますので、現地に行きまして、相手国政府、実施機関との協議を通

じまして疑問点の確認を行います。

その審査の過程において、J B I Cが受けた相手国政府から報告内容やそれから発言内容、そういったものがうそでないか、正しいかということをえて調査するということはありますか。

私ども、円借款、これはODAの一部でございますので、信頼関係というものに基づいて業務を実施しております。したがいまして、相手国政府、実施機関から出されたものを合理的な理由もなく疑うということはしておりません。

円借款審査で行う現地調査以外に、特別にその後追加で現地調査をするということはありますか。

通常は、ございません。

通常しないとおっしゃいましたが、逆に調査するような場合はあるのでしょうか。

私どもが確認した事項と違った事実が出てきた場合、例えば新聞の報道とか、それから第三者の方から違った情報が寄せられたという場合には、その疑問点について解決をするために再度現地に赴く、再度相手国と協議を行うということはございます。

相手国政府がインドネシアだからだという理由で、そこから提出された報告が信用できないということはあるんでしょうか。

いや、それは全くございません。

つまり、相手国がどこかということで、その信用性に影響が出てくるということはないということですか。

はい。先ほど申しましたように、援助というのは信義関係を基に行っていますので、もともと信義関係のない国に対しては、そういうODAを想定しておりません。

次に、先ほど契約の同意確認というお話が出てきましたので、そこについて

伺いたいと思います。本件では、円借款が供与されてプロジェクトが開始したあとに、J B I Cが相手国の実施機関とコンサルタント、あるいは実施機関と建設業者との間で締結される契約について同意するというプロセスを踏んでいるわけなんですけれども、このような同意のプロセスというものは、一般的にどのプロジェクトでも行われるものですか。

ええ。どのプロジェクトでも行っております。

それは、どのような目的で行われるのでしょうか。

私どもの資金というのは公的な資金を使っておりまして、その資金の効率的な使用といった観点から、例えば入札における業者の間の非差別性、それから入札の手続における公平性、透明性、そういったものを確認する意味で行っております。

契約同意というのは、どのようなプロセスで行われますか。

相手国からの申請に基づいて、その申請の内容が私どものガイドライン、コンサルタントであればコンサルタント雇用ガイドライン、本体工事であれば調達ガイドライン、こういったものに抵触しないかといった観点から調べております。

同意するかどうかということは、どのような基準で、つまり、どのような場合に同意するということになるのですか。

先ほど言いましたガイドラインに違反、抵触をしていないかどうか、それから大きい意味での借款契約、こういったものに抵触していないかどうか、それを確認いたします。

ちょっと確認のために伺いたいのですが、確認する際の書類というのはどういうものですか。

相手国からの申請書に通常付いてきますのは、入札書類、それから入札評価結果の報告書、それから契約書、この3種類でございます。

J B I Cが契約の同意を行うに当たって、現地調査というのはするんですか。

現地調査は、通常はいたしておりません。

それは、なぜでしょうか。

先ほど申しましたけれども、やはり信頼関係に基づいておりますので、そういった出てきた書類といったものが偽物だという前提では業務を行っていないからです。それから、また、そういったものについて、いちいち真偽を確認するという体制は執っていないからでございます。一般的な円借款の契約において、コンサルタント契約あるいは本体工事の建設契約について同意する以外に、工事が開始されたあと、工事の各プロセスにおいてとか、そのほかにも J B I C が同意をする、あるいは承認をすることは、相手国政府との間に予定されているのですか。

予定されておりません。

先ほどガイドラインというのが出てきましたので、そこについて伺いたいと思います。円借款審査や契約同意に当たって用いられるガイドラインというものですから、1990年あるいは1991年当時、J B I C が実施する案件審査において、J B I C 職員が判断基準として参照していたものは何でしょうか。

これは、当時は海外経済協力基金法、それから業務方法書、それから当時定められておりました環境配慮にかかる O E C F ガイドラインなどでございます。

1990年と91年当時の審査において、世界銀行のガイドラインは参照されていましたか。

参照しておりません。

O E C D のガイドラインは参考していましたか。

参考しておりません。

丁 A 第 6 号証を示す

山田さんが今の証言でおっしゃった環境配慮のためのガイドラインというの

は、この書類のことでしょうか。

ええ、そうです。

この環境ガイドラインというのは、どのような内容なんでしょうか。

これは、相手国の政府実施機関が配慮をするべき事項について定めたものでございまして、やはり環境社会配慮の問題が重要だという、そういういた認識の下に定めたものでございます。

このガイドラインは、実際の審査において、J B I Cの職員は具体的にどのように使うんですか。

チェックリストといったものがセクター、業種に分かれて規定をしておりまして、その業種に応じまして、そのチェックリストを見ながら所要の手続、配慮がなされているか、相手国政府によってなされているかどうかということをそのチェックリストを見ながら判断をいたします。

このガイドラインには、そのプロジェクトによって住民意見が伴うような場合に、その住民から取る同意をどういうふうに取るべきか、その取得方法とか、補償の内容及び補償を決めるときの方法とか、そういうものはチェック項目として上がっていますか。

水力発電所の住民移転については、その住民移転が生活等を勘案して適正になされることという文言があるだけでございますので、おっしゃられたような補償金の基準とか、同意の取り方とか、そういういたことについては規定をしておりません。

このガイドラインにチェック項目には上がっていないとして、実際にJ B I Cがその同意取得方法の妥当性とか補償基準の妥当性というものは、チェックされないのでですか。

チェックはいたしません。

なぜ、しないんでしょうか。

ここは、内政干渉という話を先ほどいたしましたが、その補償基準の妥当性とか、合意の取り付け方、ここは相手国の法令、法律に基づいて行われることだというふうに考えております。例えば補償についても、例えばその対象の土地が立地している場所によってやっぱり基準が全然違うわけで、どういう法律を当てはめるかというような解釈というのは、私ども J B I C としてはする立場にないからでございます。今おっしゃったような考え方というのは、L/Aを締結するときにおける案件審査、あるいは実際に円借款を供与してからプロジェクトが開始したあとでコンサルタント契約や建設工事契約に同意するかどうかというときの審査、確認においても、共通することになるんでしょうか。

ええ。そこは主権の尊重、内政干渉をしないという、そこが原則でございますので変わることはございません。

丁B第6号証及び丁B第7号証を示す

この二つの書類を山田さんはお読みになっていらっしゃいますか。

はい。目を通しております。

これらは、それぞれ、コンサルタント契約の同意直前とダム本体工事契約同意直前の調査報告書なんですけれども、ここには住民の移転同意や補償基準同意、移転先の整備に関して確認したという事実が記載されていますよね。

はい。

他方、原告の中には、移転同意書や補償金の確認書は偽造されたとおっしゃっている人がいたり、拒絶できる状況ではなくて強制的に書かされたんだとおっしゃっている人もいるんですけども、今の山田さんのご証言ですと、J B I C としては偽造されたものかどうか、あるいは強制されて書かされたものかどうかと、そういうことは同意の際には確認されていないということですね。

確認はしておりません。

補償額が低いということも住民たちの不満にあるようですけれども、本件でも、補償額の妥当性については J B I C は確認されていないということですね。

確認しておりません。

先ほど、同意取得の方法の妥当性、補償基準の妥当性について J B I C のほうではチェックしない理由について伺ったんですけれども、移転同意書や補償金の確認書というものが偽造されたかどうかと、このことについて確認しないのはなぜですか。

それは三つほど理由がございまして、一つは、やはりその妥当性をチェックするというのは内政干渉につながる行為ということがまずございます。それから 2 番目には、相手国政府、実施機関から正式に出されたものは、やはり外交の原則から信頼関係に基づいてやっておりますので、偽造だということは前提にしておりません。それから 3 番目になりますが、私どもは書類で妥当性を確認するということをしておりまして、そういう業務体制でございますので、一つ一つ、このサンが本物か、4000, 5000 人近くの方に当たるというような、そういう業務体制にはなっていないからでございます。

今、J B I C の体制というお話が出たので、伺いたいのですけれども、J B I C の現在の体制を具体的に教えていただけますか。

現在、円借款業務を担当している職員は、これは海外の駐在員事務所を含めて 300 人程度でございます。一方、案件というのは、これは完成案件も含みますけれども、事業の数で言いますと 2900 事業について行っておりますし、国については 100 か国以上を相手にしております。したがって、今申しましたような人数でそういったボリュームのものについて、一つ一つ偽造ですとか、そういったことを前提にしてチェックをするという体制にはなっておりません。

参考までに伺いたいのですけれども、本件当時のインドネシア担当の現地駐在員の体制はどうなっていましたか。

駐在員の数というのは5名、ジャカルタに駐在している駐在員の方は5名でございます。それから、案件の数は、当時というのは1997年の案件数を調べましたが、570事業、これは完成案件も含めてですが、570事業がございました。

そうすると、一人当たり単純頭割りで100件から200件ぐらい抱えているということになるわけですね。

まあ200件はあれですけど、570割る5でございます。
この人員では、そうすると報告書の内容を、今おっしゃったとおりなんんですけど、真偽をいちいちチェックするということは物理的に不可能なので、最初からそういう体制になつていなかることですね。

そうです。

さて、J B I Cとしては、実際には可能な限り現地にミッションを出して、調査に努力されていらっしゃいますよね。

はい。本件につきましては、日本国内外の環境問題、社会配慮問題の高まりを受けまして、限られた人員の中で可能な限り現地にミッションを送るなどをしております。

次に、本件事業については内容をご存じであるということなので伺いますけれども、いわゆる3条件、国会答弁で述べられた三つの事項の内容というの、山田さんはご存じですか。

はい。知っております。

本件L/Aで規定されている内容はご存じですか。

知っております。

国会答弁で明らかにされた内容の趣旨の条項というのは、L/Aに設けられていますか。

はい。趣旨という意味では、その旨の趣旨が述べられております。
原告の3条件に関する主張というのは、お読みになられましたか。

はい。読んでおります。
そのご主張は、L/Aに記載されている内容を正しく反映していますか。

正しく反映しておりません。
条件というふうに一般的に言われているんですけれども、これはJ B I Cに
課せられた条件ですか。

これは、我々は慣習的に条件と呼んでおりますけれども、正確に申せ
ば、インドネシア側、本件についてはインドネシア政府、実施機関に
課せられた義務ということでございます。
いわゆる3条件について、L/A上、インドネシア共和国政府が実際に対応
しているかどうかということを確認する義務というのは、J B I Cに課され
ているのですか。

課されておりません。
なぜ、本件プロジェクトで、いわゆる3条件というものがインドネシア政府
に課されたのでしょうか。

これは、当時の環境問題、社会配慮に対する問題の高まりを受けまし
て、やはり事業の円滑な実施のためには、こういったものについてイ
ンドネシア側に配慮してほしいということでございまして、インドネ
シア側が配慮すべき事項について示したということでございます。
次に、1997年3月以降に本件ダムについて行われた堪水に関連して、幾
つかお伺いしたいと思います。本件訴訟では、J B I Cがダムや堪水に関連
して責任があるというふうなご主張を原告からされているんですけれども、
インドネシアが堪水を実施するに当たって、同意や承諾といった方法による
J B I Cの関与というのは予定されていましたか。

堪水に関する同意というのは、予定されておりません。

1997年2月には、書類で見る限り本件ダムはほとんど完成しているようなんですけれども、その時期における住民の移転状況等について、J B I Cはどのような報告を受けていましたか。

当時、いろいろな報告、それから現地にもミッションを出しまして、まず97年2月、3月の段階ですと、住民の移転については、これはもう完了しているということで、物理的な移転については完了しているということでございます。それから補償金の支払でございますが、向こうの実施機関、PLNから得ている情報によりますと99.7パーセントが完了しているということの認識でございます。ただ、移転地の整備、これは具体的にはゴム園の整備でございますけれども、そこについては若干そのゴムの木の成長なり、活着の状況が良くないということが報告されておりましたので、そういう認識を持っておりました。

丁B第8号証を示す

この文書は、お読みになっておられますか。

はい。読んでおります。

この文書によりますと、97年3月3日にJ B I CはBAPPENAS、国家開発企画庁に対して、この和訳のほうを使用しますけれども、全体調整会合というのを設けていただきたいという要請をしているのですけれども、なぜ、J B I Cはこのような要請をされているのでしょうか。

ここは、やはり国内外の関心の高まりがございますので、環境問題、社会配慮の問題が重要であるということでございます。したがって、その堪水の前に、そういった問題について解決をしてほしいということをインドネシア側に要請したものでございます。

丁B第9号証を示す

この文書も、お読みになっていらっしゃいますか。

読んでおります。

この文書によると、J B I Cは、一番冒頭、昨日、様々な論点についてといふことで、3月12日に書かれたものですから3月11日を指していると思うんですが、3月11日にBAPPENAS次官との間で、インドネシア政府が堪水開始日を決める前に住民の移転状況に関する判断について、報告書をJ B I Cに提出を依頼しておりますね。

はい。

この依頼にもかかわらず、インドネシア政府は12日に堪水を開始しているんですけども、このときインドネシア政府はJ B I Cに報告書を提出していましたか。

私が書類を見た限り、そういった報告書はありませんので、報告されていないと思います。

丁B第10号証を示す

J B I Cが堪水開始の通知を受けたのは、この書証に記載のとおり、堪水開始後の3月13日ということでおいいですか。

はい、そうです。

この以前に、この前に堪水開始の通知を受けた書類というものはありますか。
ございません。

丁B第11号証を示す

この文書は、お読みになっていらっしゃいますか。

はい。読んでおります。

この文書によりますと、3月13日の抗議に引き続いて、20日にも報告書提出のリマインドや余水吐けのレベルより水位を上げないようにという申入れをJ B I Cは行っていますね。

はい。

J B I Cは、なぜ、このような対応をしたんでしょうか。

そこは、堪水の前に問題の解決といったもの、それから未解決であれば今後どう解決していくのかという点についてインドネシア側に説明を求めておりましたので、その説明がないことと、ない前にそういう堪水が実際開始されたというのは非常に遺憾であるということで述べたものでございます。

この内容を見ますと、余水吐けのレベルより水位を上げないようにということで、水をすべて抜いてしまって元の状態に戻せという内容の抗議は行っていないように見受けられるのですけれども、これはなぜでしょうか。

これは、堪水を開始したのが3月12日だと認識しておりますけれども、堪水を開始するというのは、技術的にダイバージョン・トンネルというダムの両わきに川の水を逃がすトンネルを造って工事を行うわけですけれども、そのダイバージョン・トンネルをふさぐ、具体的には門を閉めて、プラグ作業と言いましてコンクリートでふさいでしまうような作業を伴います。したがいまして、一度堪水を開始したら、もう技術的には元に戻せないということでございますので、残された方法は余水吐け、洪水吐けですね、それを開けておくだけということだからでございます。

そうすると、もうダイバージョンをふさぐと、それより少し上の上位にある余水吐けのところまで水がたまってしまうことはもう防ぎようがないと。せめて、その上にある余水吐けを開けて水を流すと、ここを要請したということになりますか。

はい。余水吐けを開けることによって、これは海拔ですけれども水位が67.5メーターになりますので、水没する地域も限定的に済むということでございます。

J B I Cの要請によって、堪水はいったん止まりましたね。

ええ。止まったようです。

にもかかわらず堪水が再開されたのは、記録上いつですか。

4月の中旬、具体的には4月17日には水位が上がっているという報告がございますので、そのころであったというふうに思っています。J B I Cが堪水の再開についてインドネシア側から問い合わせを受け、再開について同意したというようなことは、そういう事実はありますか。

堪水について同意した事実はございません。

丁B第16号証を示す

この文書も、お読みになっていらっしゃいますか。

はい。読んでおります。

5月7日のBAPPENAS等の会議において、J B I Cは洪水吐けのゲートを開ける申入れをしたということを先ほどお話しいただきましたけど、インドネシア政府やP L Nは、J B I Cが抗議を行い続けたにもかかわらず、なぜ堪水の再開を続けたんでしょうか。

二つ理由があると思います。まず、当時のこのスマトラ島、中部スマトラの電力事情というのは非常にひっ迫をしておりまして、停電が頻発していた。したがって1日でも早く発電をしたいということが一つ。それから2番目、それと関連しますが、インドネシアの雨季がございまして、このタイミングで堪水を完了しないと、次の雨季、したがって1年近くまた待たなければいけないということがあったと思います。

97年の5月末ごろには、水位はどの程度まで達していたかご存じですか。

記録によりますと、79.3メーターというふうに記憶しております。ここまで水位が上がっていたとして、先ほど言った余水吐けゲートを開けて水位を下げた場合、土地の状況というのは元に戻るのですか。

水位が80メーターで、大体水没地の8割程度が水没をいたします。

したがって、私がダムを担当した経験からしても、1度水没してしまった地域、これを元に戻すというのは非常に難しい。具体的に言いま

すと、水につかってしまったゴム園、それから家屋、こういったものはもう利用ができない、若しくは限定されるということでございますので、かかる段階においては、水位を下げるよりは、問題と言ふんですかね、移転地の整備、ここについて進めることのほうが重要だというふうに考えたからだと思います。

本件で、仮にJ B I Cが損害賠償責任を負うということですと、理論的にはインドネシア政府の行為が原告らに対し不法行為となることが当然の前提となるように思うんですけれども、本件ダムの建設に当たって、インドネシアの裁判所において、インドネシア政府の今回のダム工事が違法であるというふうに認定された判決があるかどうか、ご存じですか。

そういう判決はないと思っております。具体的には、98年6月だったと思いますが、タンジュン・バリットという村の住民10名が訴訟を起こしまして、これは最高裁まで争われました。その結果、判決でございますけれども、10名のうちの3名の方の請求は認められたということですが、その請求の内容というのは土地の補償の対象でございます。それが認められたということです。ただ、住民の方からは、移転に対する異議の申出はございませんでしたし、それから、裏返して言えば、ダムの建設それから移転についての違法性というのは認定をされておりませんので、そういったインドネシア側の判決はないというふうに考えております。

現在も、J B I Cは、本件のダムの案件にまだ関与されていらっしゃるんですか。訴訟で関与という趣旨ではなくて、現地でという趣旨ですけれども。

はい。最初の移転が1992年でございますので、それから既に16年たっておりますが、16年たった現在でも、インドネシア政府によるアクションプランといったものを実行しております、それについて私どもはモニタリングをしております。そのアクションプランにつ

いて側面支援を現在でも続けているということでございます。そのアクションプランを通じて、移転地の整備というのは進んでいると、まあ、進んでいるというか、かなり良くなっているということでございますし、それから、移転住民の方々の生活状況も移転前に比しても向上しているというふうに考えております。

原告ら代理人（奥村）

先ほどの主尋問で、円借款の手続については、かなり全般的に、インドネシアも含めて現地も担当されていたということなんですけれども、円借款による事業で住民移転が必要になるようなプロジェクト、こういうものについて直接担当されたことはあるんでしょうか。

住民移転の事業は、交通、鉄道等の案件でも住民移転が発生いたしましたので、そういうものについても、かかわったことはございます。そのかかわられた事業の中で、住民移転について現地で問題が発生したりしたとか、そういうことになったケースというのはありますでしょうか。

問題になりそうな案件はございました。ただ、私どもから、そういう問題について配慮し解決をするようにということで、非常に深刻な問題には至りませんでした。

具体的にその問題になりそうになったケースということで、証人は案件名として覚えておられるような案件はありますか。

それは灌漑事業で、一つ例を申せば、インドネシアのワイラレム灌漑という灌漑事業がございまして、そういうもので、そういうたたずみは若干あったということでございます。

今のインドネシアの灌漑のケースで、移転した住民の生活水準の低下とか、社会文化の崩壊とか、そういうような問題には至らなかつたんでしょうか。

至らなかつたというか、インドネシアの国内法に基づいて適正に処理されたというふうに考えております。

甲B第35号証及び甲B第36号証を示す

先ほどのお話で、本件コトパンジャンダム・プロジェクトの資料については、できる範囲で全部目を通されたということですので、ご存じであることを前提にいろいろとお聞きしますね。

はい。

これは、J B I Cが行ったS A P Sの中間報告書で、その補足資料で間違いないですね。

このものがどうかどうかというのは分かりませんが、私どもとしても、このインテグレポートの和訳というのは証拠として出しておりますので、その範囲において間違いはございません。

このS A P Sというの、文字どおり援助効果促進調査という名前が付いているようですが、文字どおり、援助効果を促進するために支障となる問題点を調査して具体的な改善策を提案すると、そういう調査ですね。

さようございます。

証拠でも出しておりますので、中身は見ていただいていますね。

はい。読んでおります。

丁B第13号証の110ページを示す

訳文のほうで示します。これは、中間報告書本体のほうの報告書の訳の部分なんですが、110ページのちょうど真ん中ぐらいに移住プロセスというところの記載があるのが分かりますね。

はい。

ここの中で、読んでみますけど、強制移住についてP R A会合、州での村の意見よりも多くの意見が述べられたと。彼らは地域住民の提案が適切に実施されなかったと述べたと。移転先の地域への移動の際には軍隊も出されたということがコト・トゥオ村を出られたときに・・・。ビナマン村、バトゥ・ブルスラット村、その他の村と並び強制的に再定住させられた村であるとい

う記載がありますね。

はい。

これを見ますと、本件のプロジェクトによる移住の際に軍による強制があつたということのようなんですが、このことは、SAPS調査があるまで知らなかつたのですか。

いいえ。私どもは移転に対する強制がなかつたという認識を有しております。理由は三つございまして、まず、こういった事実、事実というか、そのうわさを聞きましたので、インドネシア政府、具体的にはBAPPENASに確認をいたしました。その結果、BAPPENASからは強制がなかつたという回答を得ております。それから、2番目には、特にこの移転の直後に現地に調査団を派遣いたしまして、住民何人かにもインタビューをいたしましたけれども、そういった強制の事実というのは述べられておりません。それから、3番目は、先ほど主尋問でも申しましたが、移転後16年たつた今でも、その強制させられたとか、そういった訴訟なり異議はインドネシアの法廷に出されていないと、この三つをもって、そういう認識、強制はなかつたと認識しております。

このSAPSの報告はJIBC自身が作成された報告書なんですけれども、JIBC自身の調査でここに記載されているような事実が認められているにもかかわらず、そういう事実は認められないと、そうおっしゃるわけですか。

いえ、これはコンサルタントが住民にヒアリングしたものをそのまま書いているだけでございまして、私どもが事実を認定したという認識は持っておりません。

丁B第13号証の37ページを示す

今度は、ゴム園のことについてお聞きするんですけども、下から3行目のところで、これもPRA会合での内容を報告したものですから、当初ゴ

ムの植付けが行われていなかったと。そのため生活手当が打ち切られる以前に生計を賄い得るようなゴム生産からの収入がなかったという記載がありますけど、先ほどの主尋問でもありましたけれども、再定住地において生計手段であるゴム園、これの再建ということについては成功していなかったんですね。移転当時ですけれども。

ええ。先ほど申しましたように、ゴム園の整備については、その生育なり活着に問題があったということは認識しておりますので、それはそうだというふうに思っております。

丁B第13号証の86ページを示す

同じゴム園のことなんですけれども、86ページの下から2行目、リアウ州についてのゴム栽培の状況というのが報告されていますけれども、ここの中でも、91年から96年の期間において行われたことについては、87ページの4行目からですけれども、ゴムの大多数は粗雑に植え付けられたために枯れ死してしまったというふうに記載されていますけれども、リアウ州でもここに書いてあるようにうまくいっていなったと、これは間違いないですか。

すみません、先ほどおっしゃられたPRAの会合というのは、これはアンケート調査の一部としてですね。

質問に答えてくださいね。

はい。住民から自由に意見を言ってもらう中ですから、住民からこういう意見があったというのは確かだと考えています。

こここのところは、第4章、事業影響を受けた世帯のための行動計画のところで報告されているところで、PRAミーティングの結果を記載した部分ではないんです。

ああ、そうですか。失礼しました。

ですので、ここの中でアクションプラン、先ほどおっしゃっていましたけれども、アクションプランの関係でSAPSが報告しているんですけども、

この内容についてはどうでしょうか。全部見ておられたということなんでお聞きするんですけれども。

この一つ一つがそうだったのかどうか、私どもは確かめておりません。SAPSというのは、あくまで、そういった住民のインタビューなり、それから得られた資料に基づいてコンサルタントが書いたものでございますので、ゴム園の遅れについては、先ほど申したとおり認識しておりましたので、そういう認識はございましたけど、ここに書いてあることがいちいち事実かと言われても、ちょっと認定はしかねます。ちょっと同じ質問になりますけれども、87ページの下のほうにC)として西スマトラ州のことが同じように報告されているんです。88ページのほうに行って、2行目からですけれども、ゴム樹の大多数はうまく育たず、ついには枯れ死してしまった。現在、ゴム樹の植付けが成功しているのは50ヘクタール、3パーセントのみであると。完全に失敗の状態であるということが報告されているんですが、これについても、そうしますと、具体的にこのとおりかどうか分からぬということですか。

村というのが、移転先という意味では16の村がございまして、幾つかの村については非常にゴム園の活着率が低い。先ほど5パーセントという数字がございましたけれども、非常に低いということは私どもも認識しております。ただ、うまくいった村、ゴム園の生育状況が非常にいい村もあるというのが事実でして、SAPSにはその旨の記載があるというふうに考えております。

丁B第13号証の50ページを示す

これはPRA会合の内容をまとめた部分です。で、水供給のところに、1段落目の最後のほうですけど、水供給に関しては極めて多くの不安の声があるという記載があって、2段落目の初めに、移転当時政府が提供した浅井戸については再定住世帯の間でほとんど使われていないという記載があるんです

けれども、この点についてはどうでしょうか。

ほとんど使われていない村があることは確かです。ただ、非常によく使っている村もあることも、この中に記されているというふうに思つております。

この水供給の問題、井戸が中心になるかと思うんですけども、これについて再定住プロジェクトのほうは、全体としてうまくいっているという評価なんですか。それとも失敗があるということでしょうか。

アクションプランで水の供給の問題、これはアクションプランというのを2002年に作られたプランですが、水の供給の問題が重要だというふうに記しておりますので、そこには若干考量するべき事情があったというふうには認識しております。

丁B第13号証の51ページを示す

これはPRAミーティングの内容です。ここで住居について報告がありますけれども、f) 住居のところの2行目からですが、屋根がアスベストだったという記載があるんですが、この点について、J B I Cとしては、移住地の住宅にアスベストが使用されているという事実は従前から、この報告が出る前から認識していたんでしょうか。

以前から認識しているかどうかは分かりません。ただ、インドネシアでアスベストというのは、こういう衣料品の廃材を使ったものでして、いわゆる石綿と言われる鉱物のアスベストは輸入品ですから、非常に高価になります。この記載を受けまして、我々もインドネシアに確認をしたところ、その一部の村にアスベストが使用されたという事実がございますけれども、その一部の村の屋根からすべてサンプリングを取ってきて化学的に分析をいたしました。その結果、いわゆる鉱物のアスベストは含まれていない、石綿は含まれていないと。人体に影響のある物質は含まれていないということは分かりました。

そうすると、このSAPSの報告を受けて、今のような調査をされたわけですね。

調査というか、確認をいたしました。

そのサンプリング調査もされたということなんですかけれども、その調査はどこがされたんですか。

インドネシア政府でございます。

JBICのほうでは、どこかに委託するとかという調査をしたということはないんですね。

私の知る限り、ございません。

SAPS調査の結果を踏まえて、先ほど主尋問でもありましたように、現在アクションプランが2002年から行われていると、そういうことですね。

さようございます。

そのアクションプランでは、具体的にどういう点の改善を主に目指しているのでしょうか。

移転地の整備ということでございまして、ゴム園、それから一部についてパーム、油ヤシの畑に変わっておりますけれども、そういった農園の整備、それから水ですね、水道、そういった水供給の問題、そこについて主に改善を目指しております。

裏返せば、そういう点には問題があったと、そういうことですね。

問題というか、改善するべきような事情があったということでございます。

このアクションプランは、現在、終わっているんでしょうか。それとも、現在も進行中なんでしょうか。

現在も進行中でございます。

このアクションプランに対して、先ほど主尋問ですと側面支援をしていると、そういうお話をされたんですが、資金協力はしているんでしょうか。

資金協力はしておりません。

具体的に、そうしますと側面支援ということだと、どのようなことを J B I C はしておられるのでしょうか。

私どもは、定期的に報告を受けておりまして、その進ちょく状況が順調かどうか確認をしております。その進ちょく状況に問題があれば、技術的な見地からのアドバイスをしたりしております。それから、インドネシアの場合は、いろんな機関が、水であれば公共事業所、住宅であれば州政府とか、電気であれば P L N とか、いろんな機関がございますので、やっぱり、我々がものを言うことで、そういういたコーディネーションがうまく進むという点もあるかというふうに思っております。

このアクションプランですが、いつぐらいまで継続する予定ですか。

一応、2002年に合意をされたのは2008年までとなっておりますが、最近やっぱり、一部については2010年ぐらいまでは期間が必要ではないかという報告がされております。

具体的にどういう関係で、あと2年延長したほうがいいという話になっているんでしょうか。

そのゴムとかパームについては、2008年ですと完全とは言えないということだと認識しております。

今のお話で出ていましたアクションプランに関する報告、これについては、当然、文書で J B I C は受けておられるのですね。

受けております。

このコトパンジャンダムプロジェクトについては、91年ですけれども、現地から代表が来日して、ダム建設の中止を訴えたことはご存じですか。

はい。知っています。

甲B第28号証、甲B第29号証を示す

これは当時の新聞記事なんですが、甲B28のほうは読売新聞の記事でして、強引な承諾確認がなされたということで、現地の代表が訴えたことが記載されていますが、これも事前に見ていただいていますね。

見ております。

甲B29は、これも同じく読売なんですけれども、読売の論説ですかね、貸主の責任を果たせということで、現地住民の合意確認をというような見出しが記載されていますけれども、これも中身は見ていただいていますね。

見ております。

ここの中で、生活について住民たちが無視されて移転が進められているというような記載があるんですけども、この当時、こういう問題について、当時のOECFだったと思いますが、OECFが現地のほうに確認すると、そういうことを行っていませんか。

これは91年9月だと思いますが、91年9月にはミッションを現地に派遣をしておりまして、問題のあった村に幾つか行き、住民に対しても、これは数人ですけれどもインタビューを行っております。

甲B第30号証を示す

60ページのところなんですけれども、1番目の一一番最後から2番目にかけてなんですけれども、これは来日したラハマットさんが述べておられる部分ですけれども、ここの中で、政府がモデル的に用意した移転地も見に行つたけれども、掘り返された土地で砂漠に移れというのは死に等しいというような言い方がされているんですけども、当時、現地の移転地の状況というのは、このラハマットさんが言っているような状況だったわけではないですか。

そういう認識は持っておりません。

ただ、結果的に、証人も言っておられるように、ゴム園の問題、それから水の供給の問題については、再定住地において改善すべき問題があるような状

況だったと、それは間違いないわけですね。

はい。証言したとおりでございます。

どうしてそういうような事態が起きたのか、その辺について J B I C はどんなふうに考えておられるのでしょうか。

いろんな問題があるんじゃないかというふうには思っております。一つは、先ほど言いました実施機関がそれぞれ違うんですね。例えば、ダムを造るのは P L N というところですが、ゴムを植えたり生育させるのは農業省だったりして、その予算配分が思ったタイミングでできないというような問題、それから水についても、地方政府ですが、地方政府の予算にその分が計上されていなかったり、要するにインフラって、いろんな省庁なり機関にまたがっておりますので、そのコーディネーションがうまくいかなかったということが一番大きい問題だと思っております。

借款契約が締結された 1990 年、91 年当時なんですけれども、開発援助が引き起こす住民移転によって現地住民が大きな被害を受けているということで、国際的、国内的に問題になっていた事実はありますね。

訴訟で、ナルマダとかクドゥン・オンボの件を読みましたので、そういう認識はございます。

当時、J B I C といいますか、O E C F は、そういう認識は持っていたんでしょうか、いなかつたんでしょうか。

ナルマダについては、私自身も総務課という立場でやっていたこともございますので、J B I C 自体、環境、社会配慮の問題は重要だという認識は持っていました。

今のお話ですと、ナルマダ・ダムについても、担当しておられたことがあるわけですか。

いや、総務課として国会の対応とか、マスコミの方の対応とかいうこ

とです。

このナルマダの件で、資料も見ていただいているようすでにお聞きするのですが、90年の6月に追加の円借款を中止しているのはご存じですね。

はい。知っております。

どうしてそのようなことになったのか、証人はご存じですか。援助を行う側として、そういう判断をしたのはどうしてかというのをご存じですか。

はい。90年のときには、中止するとは言っていないのですが、翌年の91年のとき、その借款の継続を求められましたが、これは世界銀行と協融でございまして、世界銀行のモース委員会という、いわゆる第三者機関のところが移転問題については配慮に至らない点があったということを世銀に対して勧告をいたしましたので、そういうものを受けましての判断だというふうに思っております。

そのモース委員会の判断の前の90年の6月の段階なんですけれども、インドの援助国際会議の場で、追加融資の停止というんですか、中止という言葉が良くなければ停止を表明していると思うんですが、その事実はご存じないですか。

いや、すみません。覚えていません。

甲A第75号証を示す

これは、平成2年3月に環境庁の委託で行われた開発援助環境配慮調査というものなんですが、これの30ページにインドネシアのサグリンダムのことの報告が載っているんですけども、これは資料を見てきていただいていますか。

もう数箇月にわたって見てるので、初期のころに見たという覚えはあります。

何となく記憶の片隅にはありますか。

はい。

このサグリンダムのことについて、これはOECFが融資したプロジェクトなんですけれども、そのことはご存じですか。

これは発電機だけだと理解しています、ダムは世銀じゃなかつたでしたか。

世銀との協調融資ですね。

はい。

OECFもかかわっておられることについては、ご存じですか。

はい。存じております。

この報告で、30ページのちょうど真ん中の辺りに、サグリンプロジェクトの主な問題点ということで、①人口密度の高い農村部に建設されたことによる大量の住民の移住、農地の消失とこれによる貧困層の増大、それから②として、移住が効果的に進まないことによるダム周辺の人口増、新たな開墾による土砂流失とダムへの堆積と、こういう主な問題があるという指摘がされているんですけども、90年当時、OECFがかかわったプロジェクトで、こういう指摘が環境庁の委託調査ではありますけれども、されているということは、J B I Cは当時ご存じだったんでしょうか。

私は、当時担当しておりませんでしたので、すみません、組織として知っていたかどうかというのはお答えできません。

そこまでは、分からないです。

はい。

甲A第20号証を示す

先ほどの話にも出てきましたクドゥン・オンボの件について、ちょっとお聞きするんですけども、これは輸出入銀行が融資されたODAではなくてOOFだと思うんですけども、このプロジェクトのことについてはご存じですか。

これを読んだ程度で知っています。

この甲A20号証の2ページの一番上の段で、このダムの建設には37か村が水没し、およそ5390世帯、2万3380人が立ち退きを迫られたと。

はい。

ちょっと先に行って、なお1500世帯、7000人が立ち退きを拒否して現地にとどまっていると。こんな記載があるんですけれども、このことについては、この資料を読んだ限りではご存じかもしませんが、これ以外にはご存じないですか。こういう事実があったかどうかというようなことはご存じないです。

当時、これは統合する前かどうかあれですけれども、輸銀側でこういった問題で騒ぎになっているということは、うわさ程度には聞いておりました。

同じく、その2ページの2段目、先ほどの続きなんすけれども、まだ立ち退いていない人たちがいるにもかかわらず、インドネシア当局は、ダム建設の完了と同時に水門を閉め、水を張り出してしまったという記載があって、3ページ目の4段目、真ん中ほどに、ムランギ村では既に3度にわたって家屋を高台へと押し上げていったけれども、昨年7月、この昨年というのは、これは90年の9月の論文ですので89年ということだと思いますけれども、7月にはその作業中に5人が溺死したというような記載があるんですが、こういう事実があったかどうかというのはご存じないですか。

いや、それは知りません。

当時、輸出入銀行の案件でこういうトラブルになっているというのは少しご記憶があるということだったんですけども、こういう問題を引き起こしているということについて、当時、証人はどんなふうに考えておられましたか。当時、J B I Cとしてどういう見解を持っておられたかと聞いても、それはご存じないですね。

そうですね、知らないですね。

証人自身としては、その点については、どんなふうな感想を持っておられましたか。

被告国際協力銀行代理人（矢嶋）

代理人、ここは証人の意見を聞く場所ではございませんので、証人が経験していたことについてなら分かりますけれども。

原告ら代理人（奥村）

当時、証人がこの話を聞いてどう思ったかという過去の事実を聞いているわけです。

被告国際協力銀行代理人（矢嶋）

それが本件にどう関係しますか。

原告ら代理人（奥村）

それは、後で分かります。

被告国際協力銀行代理人（矢嶋）

意見を求める尋問ですので撤回してください。

裁判長

過去、どう考えたかということですか。

原告ら代理人（奥村）

そうです。

裁判長

では、聞いてください。

非常に環境問題、それから住民移転の問題は配慮すべき問題だということは思ったというふうに思います。

原告ら代理人（奥村）

ガイドラインの関係なんですけれども、1980年以降、世界銀行が開発プロジェクトに伴う住民移転や先住民の問題について、ガイドラインを作成してきていたということはご存じですね。

マイケル・セルネアの論文も読んでいますので、そこは知っておりま
す。

世銀のほうが86年10月に業務施策ノートとして、世銀融資プロジェクト
における非自発的移住の取扱い方という題名の指針を出しているんですけれども、これもご存じですね。

その当時は、私は知りませんでした。ただ、その後、それは90年で
したか、それは私どもの環境ガイドラインを作るときに参考しました
ので、その限りにおいては知っております。

甲A第17号証を示す

今お名前が出たセルネアさんの論文なんですけれども、世界銀行のほうで、
こういうテクニカルペーパーというのを出されているということはご存じで
すか。

これを見て、知っています。

今回、この証言の準備のために見られたときに、初めて見たということです
か。

この論文は、そうですね。

乙A第1号証を示す

これは、世界銀行が90年6月に発した業務指令なんですけれども、これは
ご存じですか。

ええ。先ほど言ったガイドラインを作るときに読みました。

訳文の1ページの3項のところですけれども、ここに、本文のところで非自
発的な移住はプロジェクトの設計に欠くことのできない部分であって、プロ
ジェクトの早い段階で対処しなければいけないという記載があって、aで非
自発的な移住は回避又は最小限に抑えなければならないという記載があつて、
bのほうで、移動がやむを得ない場合は、移動する前に十分な補償が要ると
か、移転先での過渡期の支援が要るとか、あるいは生活水準とかを低下させ

てはいけないというような記載がありますけれども、こういう内容は当然、今のお話ですと、ガイドラインを作るときに参考されたということですので、OECFのほうでも認識しておられたんですね。

これは、あくまで世銀のガイドラインということで、世銀職員に対するものだという理解の上で、世銀の動きは知っておりました。

世銀のほうがこういうガイドラインを80年以降作成して、だんだんと整備をしてきたということだと思うんですが、そういう整備をしてきたのはなぜかというのは、証人はご存じですか。

私の知る限りで言えば、その非自発的住民移転といったものは、かなり難しい問題、それから社会的な配慮をしなければいけない問題だという認識があったからというふうに理解しております。

OECFも89年10月に、先ほど主尋問でも示されていましたが、環境配慮のためのOECFガイドライン、こういうものを作られていますね。

はい。作っております。

この中で、住民移転のことについても、もちろん記載があるわけですけれども、そのような記載をこのガイドラインの中でしたのは、世銀がそういう非自発的移住についてガイドラインを整備したのと同じような理由からですか。

私は、当時そのガイドラインの作成に携わっておりませんでしたので、分かりません。

今は、またOECFのガイドラインは新しいものに変わって、JIBCにもなってガイドラインも変わっていると思うんですが、その住民移転に関して、このOECFのガイドラインが定めている目的、定めを置いている目的、これは世銀と一緒にどうか。それとも違うところがあるんでしょうか。

何をもって世銀と一緒にすることをちょっと特定していただければと思いますが。

先ほど、世銀の3項のところを見ていただいたと思いますけれども、非自発

的移住について、こういうような点を図ろうとしているという記載が目的として書かれていたと思うんですね。

はい。

それと同じでしょうか。それとも違うんでしょうか。

やはり、移住というのは最低限にしないといけないということで、しきるべき代替案、これは検討しなければいけない。それから、移転するにしても十分な補償、十分なというのは国内法に基づいた補償、それから生活再建、それがなされるべきだという、そういう原則は共有していたというふうに思います。

甲A第74号証を示す

O E C F が先ほどの環境配慮のためのガイドラインを作成されたころなんですかけれども、環境配慮解説書作成のための委託調査というものをO E C F のほうでされて、報告書を出されているんですけれども、この報告書の内容とかは、証拠では出しているんですが、当時、どういう経緯でこういう委託がされたかとか、そういうことはご存じですか。

知らないです。

そうすると、この記載内容、住民移転のこととか、それから先住民のこととか記載が出てくるんですけれども、ここに書かれている内容以上には分からぬですか。

ええ。お答えしたとおり、分かりません。

ここでは、標題を見てもらったように、環境配慮解説書作成のための委託調査となっているんですけど、ガイドラインのこういった解説書というのは作られたんでしょうか。

89年10月当時ということでよろしいですか。

これができたのは90年3月ですので、このあとだと思いますけれども。

いや、そこも、私はO E C F のガイドラインは何度か見ましたが、何

か、それは今回というか、この機会に初めて見ましたので、何かそれに基づいて何かやったというのは、多分なかったのではないかと。これは私の意見です。

今回のコトパンジャンプロジェクトの円借款の審査が行われたのは、1990年、91年当時ですけれども、当時、国際的国内的に住民移転、それから環境配慮、自然環境への配慮が大きな問題になっていたということですので、そういう点について問題が起こらないような配慮をして円借款の審査を行ったことは間違いないですね。

ええ。主尋問とか今までのあれで申したとおりです。

結果的には、特に住民移転の関係ですけれども、問題が出ているんですが、この点については、審査の時点で予見はできなかつたんでしょうか。住民移転の問題というのは、先ほど主尋問でも反対尋問でも、ゴム園の件とか水の供給の点で今アクションプランでやっている点ですね、それについては問題があったことは、証人も問題といいますか、改善すべき点があるという言い方でしたが、認めておられますので、そういう問題が起こり得ることについて審査当時に予見できなかつたんでしょうか。まず、第1に、円借款契約の審査の時点ではどうでしょうか。

合理的な理由をもって予見はできませんでした。

第2次円借款の審査の時点では、どうですか。

同じでございます。

甲B第75号証を示す

英語は理解されますよね。

はい。多少ですが。

訳が問題になると話がややこしくなりますので原文で示しますね。パート1 3、第13部です。原文ですと13の5のところ、訳文ですと12ページです。ちょうど真ん中のところ、真ん中からちょっと下ですかね、ここのこと

ろに、1990年3月にOECFが事前審査調査団をインドネシアに派遣したことが記載されているんですけども、これは間違いないですね。

90年3月、はい、派遣しております。

そのa)からd)のところですけれども、この報告書の記載によると、この調査団はインドネシア政府との間で、ここにa)からd)に記載された措置を執ることを確認したとありますけど、それで間違いないでしょうか。

・・・90年3月のミッションで、具体的にこういった英語で記されたものについては、ちょっと目を通していないので何とも言えませんが、この趣旨については調べておりましたので、この趣旨というものについてはそうだというふうに思います。

主尋問で出ていましたけど、後に国会答弁で、本件プロジェクトについて三つの条件が付されたということが明らかにされているんですけども、具体的な内容は国会答弁のとおりということで結構なんんですけど、それとほぼ同趣旨の内容が、そうしますと、この事前審査の調査団の段階でインドネシア側と確認されていたわけですね。

いわゆる3条件と言われる国会答弁の範囲で述べれば、ほぼ同じようなものがありますので、そうだと思います。

丁B第1号証を示す

これは、90年3月の今お聞きしたOECF調査団の報告書ですね。

はい、そうです。

この4ページの下の部分を示します。下半分ぐらいのところにOECFの執った措置という記載がありますけれども、ここに記載されているように、住民の要求に沿った移住の円滑な実行、移住同意に当たり出された住民の条件、要望事項の処理、不満のないよう充分な調査の結果として決定された補償等をすると、そういうことを確認したということで間違いないですね。

間違いございません。

その5ページなんですけれども、5ページの一番最後のところですけれども、本件実施に際して環境問題で不都合があった場合は、それを解消すべくPLNに先のコミュニティを開催させ善後策を検討の上、報告させることができますことを確認したという記載があるんですが、この報告のとおりですね。

はい、そうです。

今のところで4ページに戻りますけれども、4ページの下から6行目ですか、括弧書きで、移住計画はOECFにも送付のことと記載されていますけど、この送付はOECFは受けているんでしょうか。

すみません、ちょっといろんな書類を見ているので、本当にそれがあったかどうか、ちょっと記憶ないです。ただ、受けていると思いますけどね。常識的には。

このOECFの調査団のあと、90年3月28日、29日に日本政府の調査団も送られているようなんですが、それはご存じでしょうか。

知っております。

甲B第18号証を示す

004と番号を振ったものを示します。これは国側からも出ていたと思うんですけども、原告側で出した書面のほうで示しますけれども。

いつですか。

平成2年3月31日付けのほうです。90年が円借款、政府調査団の報告をしたファックスなんですけれども、これはその90年3月末に政府が現地に送った調査団の報告を記載したものということで間違いないですかね。

はい、そうです。

その2枚目なんですけれども、真ん中から下のところなんですが、当時の林有償課長が団長をされたようなんですが、その方が、下から3行目になりますけど、環境配慮についても問題が深刻化する前に対処する必要があるというような提案をされているようなんですが、これも報告のとおり間違いない

ですか。

ええ、そうです。

甲B第75号証を示す

原文で13の5、先ほどと同じところです。先ほど見ていただいたところの下に、OECFは90年3月の調査のあとも公式ミッションを数度にわたって派遣して、四つの覚書や討議の議事録を交換したとありますが、それも間違いないでしょうか。

ええ。この一つ一つを確認したわけではないですが、間違いないと思われます。

その中で、本件プロジェクトの環境的側面についてはどのような内容が確認されたか、証人はご存じですか。

すみません、いろんな書類を見ていますので、この四つの書類にそれぞれというの覚えておりません。

例えばc)のところで、環境的側面に関する討議の議事録という記載があるんですけども、例えば、これについてはどんな内容が確認されたかということはご存じないですか。

この日付から推測しますに、90年9月については象の移転問題、そこについて主に調べるミッションを送っておりますので、そういう内容なんではないかと、そういうふうに推察いたします。

続いて、13の6ページを示します。訳文は同じ12ページになります。ここに、借款契約について付された条件について記載がありますね。

はい。

本文のほうで12の特約というんですか、それが述べられているとあって、(a)と(b)ということで、コンサルタント契約のときの条件、それから土木工事のときの条件という記載もありますが、これはここに書かれているとおりで間違いないんでしょうか。こういう特約があるということで。

借款契約の中身につきましては、本件において借款契約自体が不開示というふうにされておりますので、お答えはできません。ただ、不正確だということだけは申し上げておきます。

どう不正確なのかについては、答えられませんか。

ええ。申し訳ございません。答えられません。

不正確だとだけは言えるけれども、それ以上は言えないわけですか。

そのとおりでございます。

借款契約で、本体とそれから基本約定と大きく二つに分かれていますね。

はい。

基本約定、これは今現在、J B I Cのホームページでも英文のものが公開されていますけれども、当時、この90年、91年当時ですけれども、当時締結されていた基本約定も、大体今公開されているものと同じような内容だったんでしょうか。

ええ。基本的な内容は一緒でございます。

今の公開されているのを見ますと、5条では貸付けの実行が規定されています、6条では違約条項の規定があるんですけれども、当時も同じような内容だったのでしょうか。

ええ、同じです。

コンサルタント契約の同意のことについてお聞きしますけれども、先ほど主尋問でも述べられましたように、コンサルタント契約の締結にはO E C Fの承認と言ったらしいんですね、それが一応必要だったんですね。

英語ではコンカラントと呼んで、我々は同意と訳しておりますが、必要でございました。

では、同意でいいんですね。

はい。

91年12月27日に、O E C Fはコンサルタント契約の締結に同意しまし

たね。

はい。さようでございます。

これに同意したのは、どうしてですか。

主尋問でも申しましたように、借款契約それからコンサルタントであればコンサルタント雇用ガイドライン、これに抵触していないというふうに判断したからでございます。

甲B75の13の6ページを再度示します。先ほど見ていただいた借款契約の条件のa)のところですけれども、コンサルタント契約の同意の条件ということで、コト・ラナの再定住地がプロウ・ガダン村のP A F sによって利用できる状況に置かれなければならないという記載があるんですけれどもJ B I Cが、O E C Fがコンサルタント契約を同意するに当たって、このような内容について審査したことはありますか。

この中身につきましては、こういったものが借款契約にあるということは申し上げられません。ただ、3条件の趣旨で言いますと、そこに抵触がないかどうか調べたということでございます。

ですから、お聞きしているのは借款契約にこういう記載があったかどうかを聞いているんですが、お答えできないというのは分かりましたので、当時、コンサルタント契約を同意するに当たって、ここに書かれているような内容について審査したかどうか。

ここにあるというか、その3条件、要するに象の移転、それから住民の合意・・・。

質問をもう1度言いますね。お聞きしたいのは、コト・ラナの再定住地が住民たちによって利用できる状態に置かれているかどうかについて審査したことがあるかどうかはどうですか。

移転地については、どうなっているかということは、当然、調べております。

この91年12月当時ですけれども、コト・ラナの再定住地は利用できる状況になっていましたか。

私どもはミッションを送りまして、そのいわゆる移住地、コト・ラナ地区も見ました。その結果、整備はまだ若干足りない点はあるものの、移転までにはしっかりやるという説明を受けておりますし、そういう説明に疑義を挟む余地もなかったというふうに考えております。

甲B75の18、19ページを示します。訳文ですと24ページです。これを見ますと、ゴムの植付けが、ちょうど24ページの真ん中辺りですけれども、92年6月から苗木が用意されて植付けが始まっているようなんですが、コンサルの同意が6か月も後になるんですが、当時、その再定住地が整備された状況にあったんでしょうか。

いや、当時の判断としては、再定住地ということで整備されている、若しくは移転までにされるだろうというふうに判断をしておりました。再度、13の6ページを示します。訳文は12ページです。借款契約の条件の（b）で、土木工事に関する条件という記載がありますね。

はい。

その二つ目のほうに、再定住問題が良好に解決されなければならないという記載がありますが、本体工事の同意に当たってこの点について審査した、こういう内容を審査したことはありますか。

本体工事の同意のときは、ちょっとその移転の同意の際とか、各住民、これは4886世帯からの同意確認、こういったコピーも頂いておりますし、それから実際、9月になりますけど、この同意の前の9月に現地にミッションを派遣いたしまして、偽造とか強制というような話もございませんでしたので、そこについては問題ないという判断がございました。

結果的には、ゴム園の問題とか水の供給の問題で、SAPSの段階でも問題

のあったことが判明しているわけなんですけれども。

向上するべき問題が、はい。

向上すべき問題があるということなんですねけれども、この時点は、そういう向上すべき問題があつたことは分からなかつたのですか。

この時点では、目で確かに100パーセント問題がないということではなくて、今後こういう形で整備をしていきますという説明を受けまして、その説明に合理的な疑義を挟む余地がなかつたということです。

本件プロジェクトが進んでいる間ですけれども、OECFはインドネシア側から住民移転の問題について定期的な報告というのを受けていたんでしょうか。

ええ。一応、報告を受けておりました。

3か月ごとの進ちょく状況報告書というものを受けていましたか。

借款契約に書いてございますので、受けておりました。

その中で、住民移転の状況については何と書いていましたか。

それは3か月ごとのレポートによって違いますので、いつの時点でしようか。

問題点があるというような指摘は、なかつたですか。

いつの時点でしようか。

進行中のどの時点でも結構ですけれども。

3か月ごとに、もう七、八年にわたってもらっているものを全部網羅的に見たわけではございませんのであれですけれども、まあ確かに、主尋問でも申しましたが、補償費の支払、そういうのは99.7で100ではないということ、それから若干土地取引委員会にクレームが寄せられているというような報告は受けていたというふうに思います。

話が飛びますが、97年4月に本件ダムの堪水が再開されていますね。

はい。

それについて、OECFのほうは、4月19日付けでレターを出したという報告があるんですけれども、それ以外に何か対応をされたんでしょうか。

それは余水吐けを、洪水吐けを開めたということでございますか。

はい、そうです。

5月7日のナショナル・コーディネーションコミティ、国家調整会議と訳しておりますが、その場におきまして、やはり向上すべき問題があるので、それまでは余水吐け、洪水吐けを開けておいてほしいと。それから残されたそういった向上すべき問題についても、今後どうしていくのか説明してほしいということを申し入れております。

それに対して、インドネシア側のほうでは、その後、措置は執られたんでしょうか。

例えばですが、ゴム園については住民の生業にしているものでございますので、その生育が遅れると住民の収入に影響があるということございます。したがいまして、1年間のジャルップという生活保障、これを当初の予定は1年でしたが、もう1年延ばせというふうに私どもから言って、1か月ほど時間は要しましたけれども、認められました。

時間がないのでもう示さないのですけれども、J B I Cから提出されたその97年5月の会議の報告書を見ますと、インドネシア側は住民の生計手段としてオイルパームへの転換を進めるというふうな話があったようですが、ご存じですか。

知っております。

この約束は、ちゃんと遵守されましたか。

それは、住民にオイルパームの利益性、当時、国際価格はオイルパームのほうが高かったですので、そういったことを住民に説得した上で、

住民が納得がいければオイルパームに転換だということで、そういったことはされていたというふうに認識しております。

結果的に、オイルパーム園には転換されていないですね。

いや、されているところもあるというのが私の認識ですが。

この塁水の再開については、主尋問によりますと、日本政府やO E C Fはそういう措置は執らずに、まず先に解決すべき問題があると、そういう提案をしていたということですね。

これは、1度水につかってしまったら、もう水位を下げても駄目なんですね。だから、我々がもうできるのは、もう移転地の整備だけしてくれということで、その問題に注力するという意味でございます。

私のほうからはあと1点なんですが、O E C Fの融資なんですけれども、これは最終的にいつまでやっていたかご存じですか。本件プロジェクトに関する融資の実行ですね。

貸付け実行の一番最後が99年12月だというふうに理解しております。

完成報告書を見ますと、98年から2000年の分だけで40億円ぐらいの融資が実行されているんですが、間違いないですか。

残りが3割か4割ぐらいあったと思いますので、おおよそ、そんな数字だと思っています。

原告ら代理人（古川）

90年12月の借款契約、それと91年6月の借款契約において、いわゆる3条件の中に象の移転問題が盛り込まれたということは間違いないですね。

さようございます。間違いございません。

これは、インドネシア側の義務ということですね。

そうです。

インドネシア側と言う場合、この場合、契約の相手方はP L Nですね。

借款契約自体は、インドネシア国政府と行っております。

環境モニタリングに関してなんですかけれども、今の借款契約の後に東電設計とPLNとの間のエンジニアリング契約、91年6月に締結されたものですから、これの審査はしておられるというお答えでよろしかったですか。

E/Sですか、E/Sは86年だったと思いますが。

甲B73なんですかけれども、東電設計とPLNのエンジニアリング・サービス契約。

はい。本体工事の中でのコンサルタント契約でございますね。

これは、チェックされていますか。

チェックしております。

その中に、東電設計は環境面の業務について、レビュー・アンド・アドバイスを行うというふうに規定されているんですけれども、東電設計さんは、これは業務の中身に入らなかつたんだというふうにおっしゃっています。で、規定されているものが業務の内容に入らなかつたことについての報告というのは、OECFのほうにあつたんですか。

いや、すみません、その細かいところまで書類にはございませんでしたので、分かりません。書類になかつたと思いますので、分かりません。

SAPSによると30頭の象が1993年ギアム・シアク・ケチルという保護区に移転されて、95年には更に5頭の象が移転されたというふうに記載されていますけれども、これはSAPS以前にOECF、JBICに対しての報告というのはあつたんでしょうか。

ございました。

これは、どういうルートで報告がなされているのですか。

先ほど反対尋問でもございましたように、進ちょく状況について報告を受けておりましたので、その中で92年から93年にかけて26頭

だったか、それから95年に5頭だったか、そういうようなものを捕獲をして、2日後ぐらいには放しましたというような報告を受けております。

進ちょく状況報告書というのは、1か月ごとに出てくるんですか。

3か月ごとです。

被告国際協力銀行代理人（矢嶋）

先ほど、反対尋問でナルマダの件について質問が出たので、関係して伺いたいんですけど、ナルマダの件と本件のコトパンジャンダムの件で、一番違うところはどこですか。

ナルマダにつきましては、私どもは発電機の一部を融資しておりましたが、先ほどおっしゃられたように、その後融資はしておりません。ただ、私はインド課長だったこともございますので知っていますが、その後数年して、ナルマダについては、世銀も私どもの融資もなしに自己資金で完成をしておりまして、若干堤防の高さは低くなりましたけれども、ほぼ予定どおりのダムの完成をして、移転についても行われているというのが私の認識でございます。

私が伺ったかったのは、ナルマダは完成のときに住民は全部移転されていたんですか。

もう、移転後の状況については私は分かりません。クドゥン・オンボであれば、確かに移転している、していないの違いはあると思います。

原告ら代理人（古川）

SAPSにはモニタリングが実行されていないというふうに書かれていたんですけれども、これは甲B35の122で、モニタリングがなされていないことに関して報告はされているということだったと思いませんけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

SAPSの象にかかる規定については、いろんな情報ソースがござ

います。PLNは移転をさせてモニタリングもしたというふうに言つております。ただ、WWFとか、それから現地の環境団体については、実際どこに放されたか分からぬとか、一部はトレーニングセンターに送られたというのを匿名で個人の証言みたいな発言として引用している部分はあったと思いますので、ちょっと私どもとしては、PLN、正式なチャンネルの報告を信用するということでございます。

以上